

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年4月23日（火）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 教職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・ 教職員の懲戒処分について
- ・ 松阪市中学生の水難事故について
- ・ 上げ馬神事の馴致について

発表項目

○ 教職員の懲戒処分について

記者クラブの皆さん、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。年度当初の記者会見ですので、本当は明るい話題をお届けしたかったのですが、残念ながら今日は、教職員の懲戒処分について発表させていただくことになりました。本日発表させていただくのは、中学校養護教諭を懲戒免職とした案件でございます。子どもたち、保護者の皆様、県民の皆様の、公教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたこと、教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は、本日4月23日でございます。処分の概要ですけれども、公立中学校養護教諭、女性27歳を免職といたしました。この者は令和5年中に、同じ学校の男子生徒1名の相談を、保健室で受けておりました際、適切な指導を行うことなく、生徒の行動を容認しまして、その生徒を抱きしめたり、キスをしたりする行為を複数回行いました。また、この養護教諭は事案発覚後、その生徒にSNSを通じて自らの行為を擁護するよう求める発信をいたしました。少し追加で説明させていただきますと、まず懲戒処分の公表に当たりまして一般的には、被処分者の学校名、職名、性別、年齢、そして事案の概要を公表することとしています。しかし、この事案に関しましては、保護者から被害生徒の特定につながるような公表は絶対避けて欲しいと非常に強い要望が出されております。つまり、被害生徒に関する情報や事案の概要が公表されますと、事案に該当すると思われる学校や養護教諭が限定されまして、被害生徒の周囲の人によって被害生徒と本事案の関係を類推される恐れがございます。保護者はこのことで、被害生徒が特定されその将来に影響が出るのではないかと大変心配されておられて、配慮を強く求めています。このため、被害生徒への配慮を最優先に考えまして、被害生徒に関すること、事案の内容に関すること、周囲の人が被害生徒と本事案の関係を類推することにつな

がる恐れのあることについての公表は控えさせていただくことといたしました。なお、若干補足させていただきますと、まず今回の件が発覚したきっかけですけれども、校長が保護者からの相談を受けたことによるものです。それから、行為を複数回行いましたと、微妙な書き方をしていますけれども、複数回というのは、3回とか4回とか、そういう数えられる数字ではなくて、少なくない回数と解釈してください。私どもには公表に係る責任がありますので、保護者とのやりとりを何度もさせていただいておりますけれども、公表できるのは、この辺りまでが精一杯でございます、ご理解よろしくお願いたします。あと、校長の管理監督責任ですけれども、所属職員の服務監督、服務規律の確保に万全を期すべきところ、校内において養護教諭に係る非違行為を行ったことは、校長の指導監督が不徹底であったと言わざるをえませんので、市町教育委員会におきまして、校長に文書訓告を行う予定となっております。

それから資料にあります、3の「今後の対応」ですけれども、文面の5行目以降にございますように、県教育委員会では昨年度発生した懲戒処分事案を受け、わいせつ行為の未然防止に係る取組として、学校におけるハラスメント研修動画を作成いたしました。この研修動画を活用しまして、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることによりまして、わいせつ行為根絶に向けた取組を一層進めてまいります。また、三重県教育委員会事務局内に、教職員による児童生徒の性暴力に関する電話相談窓口を、令和6年4月1日に設置いたしました。この窓口についての周知を図りまして、性暴力等の通報及び相談に丁寧に対応することによりまして、性暴力等の早期発見対応につなげてまいります。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の懲戒処分について

(質) まず懲戒処分なのですけれども、事案が発覚した後、養護教諭は、どのようにされていたのでしょうか。

(答) 現在の勤務状況でしょうか。

(質) はい。

(答) 今病気休暇をとっています。

(質) それはいつから。

(答 教職員課) いつから、を言ってしまうと、事案の時期が特定されてしまいますので、お伝えを控えさせていただきます。

(質) 今日付けで免職ですということですね。

(答) はい。

(質) 校長先生の文書訓告というのはいつ行うのか。

(答 教職員課) 速やかに行います。

(質) 3月にアンケートの実施結果が公表された件に関して、2022年度から生徒に向けて実施したアンケートだったと思うのですが、あの時にこの案件というのは含まれて

いたのですか。

(答) この案件に関しては含まれておりませんでした。

(質) 含まれていなかった。2022年度のアンケート結果ですか。

(答) 3月に公表されたのは2023年度のアンケート結果で、この案件は含まれておりませんでした。

(質) アンケートは前年度もやっていたと思うのですが、前年と比べて数件増えていたというふうな発表だったと思うのですが、その前の年のアンケートには含まれていたか。

(答) この案件はアンケートには記載がありません。

(質) あくまでも保護者さんからの校長先生への連絡で発覚したと。

(答) はい。

(質) ということで、生徒さん自ら、なかなか言い出しにくかったという。

(答) はい。

(質) それに対して教育長はどう受けとめていますか。アンケートを書くのは。

(答) アンケートに書くのは、自分が被害を受けた、性暴力を受けた、あるいは、性的に不快な思いをしたということを書くものだと思うのですが、この案件の場合はそういう不快な思いというものを、生徒は感じていないということかもしれません。アンケートにはその辺の限界はあるかなというふうに思います。

(質) アンケートの見直しをするということはあるのでしょうか。

(答) アンケートはあくまでも、そういう性暴力的な不快を感じさせるような行動とか、そういうものを防止するためにありますので、こういう案件は、アンケートでは防止できない、防止しにくいものではないかなというふうには感じます。

(質) やはり対策としてはもう教員への動画で未然防止を。

(答) 動画もハラスメント動画ですので、あくまでも相手に対して不快を感じさせたとか、そういうものを防止するものですので、こういった形の事象を防止するには、やはりあくまでも教員のコンプライアンス意識の向上に努める必要があると思っております。被害加害がはっきりしているようなものとはちょっと別の方法をしっかり考えなければいけないと思っております。ですので、懲戒免職になった案件という実例をしっかりと提示して、こういうことになりますよということも含めて、しっかりと教員のコンプライアンス意識に訴えかけておく必要があるというふうに思います。

(質) まず、令和5年中ということでしたけども、具体的な時期は言えないにしても、あの、要するにこの校長さんが、保護者から相談を受けた後ということでもいいですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 保護者さんが生徒さんから聞いたということ。

(答) 保護者が校長に対して、自分の感じたものを報告したということになりますね。

(質) 別に保護者が現場におったわけではないから、生徒から聞いたということなのですか

ね。

(答) そこは詳しくは答えられません。

(質) あともう1つ、冒頭のところで、生徒の行動を容認し、という言い回しを伺いました。これ聞くと、生徒からの方が積極的にあったのではないかという気もしないでもないですね。

(答) 最初は偶発的なものだと思っていますし、しかも、養護教諭からは、「自分からはしていない」という供述をもらっています。しかし、どちらかという受け身だったかもしれないかもしれませんが、我々としては、回数的に多いですので、それがいつまでも受け身とかいうそういう言い訳は通用しないと思っていて、基本的には共同的な形だったのではないかと。生徒の行動を容認してというのは、そういうことです。

(質) 3点伺いたいのですけど、この令和5年中とあるのですが、いつからいつまでとか言えますか。

(答) その期間は伏せさせていただきます。

(質) いただいたコメントありきですけども、本人は、どうしてこういう行為に及んだか、動機の部分は聞いていますか。

(答 教職員課) 「少なくとも、わいせつ目的で行ったわけではない。相談に乗る間柄である」と聞いています。

(質) SNSを通じて、発信をしたということなのですけども、これは何かLINEで友達だったとか、そういうことですか。

(答) 校外で私的なことを連絡してしまうようになっていたということです。その中に、「私を守って」みたいなことを書いていたということです。

(質) SNSの関係で、「私を守って」というのは、つまりもう校長先生に報告があって、それが発覚したのだけでも、その生徒さんというか、例えば「言わないでくれ」とか、そういう趣旨の。

(答) あまり詳しくは申し上げられませんが、おっしゃるとおりです。

(質) つまり、「事案を公表しないでくれ」という趣旨のような。

(答) 「自分を擁護してくれ」という擁護を求める趣旨のことを書いたということです。

(質) 「公表しないでくれ」というよりは「その間柄だから」というか、「わいせつではないんだよ」ということなのですか。

(答) あまり詳しくは申し上げられませんが、今私が申し上げた趣旨のものを送ったということでございます。

(質) 校長とかからも、例えばその調査があって「それから私を守ってくれ」という趣旨でよかったですか。

(答) 当然調べられていることが本人もわかっていますので。

(質) まずこれ、校長への発覚はいつになるのですか。

(答) 時期的なことは申し上げられませんがどうぞよろしく申し上げます。令和5年中に

発覚したと。

(質) 「事案の内容」に「相談を保健室で受ける際」とあって、相談とは何ですか。

(答) 保健室には、いろんなことで養護教諭の方に行って自分の悩んでいることとか、そういうことを、相談に行ったり話し相手になってもらったりする生徒が多いですので、そういう類の相談です。

(質) そういったとは何ですか。

(答) 具体的にはいろいろあるかもしれませんが、基本的に保健室へ行って、養護教諭に相談したり、心の悩みを打ち明けたりするなど、多種多様ありまして、いろんな生徒が行っておりますので、その手のものだったと認識しています。具体的には、どういう相談だというのは、我々も把握していません。

(質) わいせつ目的で行ったわけではないという意図はその相談に応じる行為だったという認識なのですか。

(答) 相談に応じる行為と今回の行為とはまた別の話です。

(質) わいせつ目的で行ったわけではないということが、よくわからないのですが。

(答) 「わいせつ目的で行ったものではない」というのは本人のコメントでございまして、我々が掴んでいるのはキスをしたり、抱きしめたりしたということですので、本人はそれを「わいせつ目的で行ったものではない」とコメントしているということです。

(質) 抱きしめたり、キスしたりする行為をしたこと自体認めているけれども、その意図がわいせつ目的ではない。

(答) そう認識しています。

(質) すべてその教員からやったわけじゃなくて、生徒からそういう行為があったこともあった。

(答) 生徒からとは特に申し上げませんが、教員は「自分から進んでやったことはない」と供述しています。

(質) 自分からではなく相手から。

(答) そこは具体的などころがはっきりしませんけれども、教員は少なくとも「自分からということはない」と言っています。

(質) 複数回というのは、例えば10回以上とか数十回とか。

(答) 数ではちょっと申し上げられないのですが、「少なくはない」というふうに思います。

(質) 10回を超えますか。

(答) 今説明したとおりです。

(質) 令和5年中か、それ以前からあったのですか。

(答) 令和5年中です。

(質) 相談しに行くようになったのも令和5年中ですか。

(答) 相談に行っていたのはもう少し前からあるのではないかと思いますけれども、この

事案に関しては令和5年中です。

(質) 教員はこの中学校にいつからいつまでいたのですかね。

(答 教職員課) それは言えないです。

(質) これは刑事事件として扱われていたりするのですか。

(答) 警察に対して、条例に違反していないかどうかの相談はしていますが、この案件に関しては、相談案件という形で処理されています。ですので、明確な犯罪のような形の対応にはなっていません。

(質) 相談したのは教育委員会がということですか。

(答) そうです。

(質) 供述の関係で教えてください。先ほど、自分から進んでやったことはないという供述をしているということでしたけども、それでも行為を複数回そのまま多分やっていると思うのですが、そこに対しての本人の言い分は何か来ていないですか。駄目だという認識がそもそもあったのですか。

(答) 本人は、「わかっているけども不適切な関係を続けてしまった」というような形で言っています。

(答 教職員課) 先ほど申し上げました、容認していた、受け入れていたという状況でした。それに対して、なぜというのは、大きくはコメントがなかったです。

(質) 教育長、今おっしゃった、「わかっているが不適切な関係を続けてしまった」というのは女性の聞き取りに対する供述ということによろしいですか。

(答) 「不適切な関係を続けてしまった」と言っていますので、それは認識していたということですか。

(質) こういう行為があった場合、駄目だというのは認識をしながらも。

(答) 当然わかっていたと。受け身であったという言い訳は通用しないと我々は判断しています。

(質) SNSというのは具体的には言えない、何なのかというのは。

(答 教職員課) LINEとか、Instagramというふうに把握をしています。

(質) 複数回にわたって、そういう「私を守って」というような趣旨のメッセージを送っているということですか。

(答 教職員課) 1回や2回ではないです。

(質) 発覚の経緯のところで、保護者の方が気づいたのは、相談があったというよりかは、子どもさんの普段の様子に異変を感じたとか、そこら辺はどうですか。

(答) 我々はその辺は具体的にはわかりませんが、保護者の中で、やはり違和感があって相談したというふうに理解しております。

(質) 生徒の様子に関して違和感があったと。

(答) だと思いますが。

(質) この複数回というのは、すべてこれ保健室でいいのですか。

- (答) そうです。
- (質) 三重県教育委員会からすると、今回の問題は性暴力とかセクハラには、表現としては言えないというか、該当しない。
- (答) わいせつな行為だというふうに考えております。
- (質) 保健室のどことか言えるのですか。
- (答) それは伏せさせていただきます。
- (質) 教職員のわいせつ事案は、前年度何件ありましたか。
- (答) 3件でございます。免職事案が1件と。
- (答 教職員課) 停職と減給の3件です。
- (質) 3人ですね。
- (答) はい。
- (質) もちろん今年度は、まだ始まったばかりなので1人目。
- (答) そうです。
- (質) さっき教育長が研修動画の話をしていましたけれども、これは1月25日付けで県立学校と各市町教育委員会に配信をして、現状まだ視聴を続けている最中というような状況、もう視聴をみんな終えている状況なのか。
- (答 教職員課) 昨年度末で一旦完結しました。ただメンバーが変わっておりますので、新しい体制で始めているという状況です。
- (質) 視聴に関しては義務づけていたということによかったですね。全教職員に視聴を義務づけた、あるいは任意ですか。
- (答 教職員課) すべての職員が見るように促してはいます。
- (質) そうすると任意ですよ。見なくてもいいということはない。
- (答) 県教育委員会は義務です。市町に関しては義務的なことは我々言えませんので協力を求めています、全教職員ということにさせていただきます。
- (質) 電話相談窓口なのですけれども、設置の経緯は、昨年度その3件があったことからという理解で大丈夫ですか。
- (答) 実際これまでの児童生徒の性暴力に対する正式な窓口はなかったのですけれども、実際に相談があって対応しておりました。そんな中、令和5年10月頃に国から通知がございまして、設置に向けて整備を進めてくださいということでして、そこから整備を進めてきて、この時期になったということでございます。実際は、その特定の窓口はなかったのですけれども、全体の窓口で対応しておりました。
- (質) この通知というのは全県、別に三重県に限らず。
- (答) そうです、全県です。
- (質) わかれば、この相談窓口の電話番号は何番になる。
- (答 教職員課) 教職員課 059-224-2958 と研修企画・支援課 059-226-3729 になっております。詳しくはホームページ等でも告知しておりますので、よろしくお願ひします。

(質) 改めて教育長のコメントとして、この養護教諭の方が、教育すべき男子生徒にこういうわいせつ行為を行ったこと自体に関してどう感じていらっしゃるのか。

(答) 生徒に対して、非常に重要な責任を持っている教職員が、その行為を、しっかり指導することなく、自分も乗ずる形というか、応じる形で、わいせつな行為を行ってしまっているということ自体が非常にあってはならないことだと思っております。当然、性暴力のような形で、児童生徒を傷つけたりすることはもってのほかですけれども、こういった形においても、当然、教職員は児童生徒を指導する立場にございますので、しっかりと役割を果たさなければならないということで、今後とも、教職員に対しては、意識づけをしっかりとまいりたいというふうに思います。今日の教育委員会定例会の中でも指摘がありましたけれども、特に養護教諭は、児童生徒との接触の機会の多い職種ですので、養護教諭に対して、しっかりと意識づけを図っていかなければならないということだと思います。

(質) 養護教諭の方は正規の職員。

(答) そうです。

(質) 回数なのですけれども、具体的な回数は言えないにしても、例えば月に1回ぐらいとか、週に1回程度とか、そういうことも頻度みたいなところでちょっと。

(答) 申し訳ないですが、伏せさせていただきます。

(質) 本人は自分からやっていないと言っているけれども、回数が多いからこういった処分になっているわけで、そこはすごく重要なところだと思うのですけれども、それでも言えないのですか。

(答) 回数は、「少なくはない」というふうに表現させていただきます。

(質) 少ないかどうかは、教育長自身の、さまざまな方の認識によるものだと思うので、なかなか客観的に表現しにくいという点で言えば、いかがでしょうか。

(答) 回数で申し上げられるようなものではないというふうに、一番最初に申し上げましたけれども、そういうものでございます。

(質) 念のために確認しておきますが、例えば学校外で、私的なことについて連絡し合う仲だったということですから、学校外での関係とか、何かなかったのですか。

(答 教職員課) 校外では関係はないです。

(質) なかった。「私を守って」という趣旨の擁護を求めるメッセージを送っていたということで、実際にそのメッセージを受け取られた生徒さんとしては、何かそういった守るようなことをされていたという形跡があるのか。特にないのですか、そういったことは。

(答) 伏せさせていただきます。

(質) そういった行為を行っていたことは、去年発覚したということですが、擁護してもらおうとメッセージを送っていた話はどういう経緯で発覚したのか。いかがですか。

(答 教職員課) 保護者から情報提供がございました。

(質) 確認なのですけれども、この概要のところ、適切な指導を行うことなくというのは、

要するに、そういうメンタルのことで来られる生徒さんとかがいらっしやる中で、そういったところで何かこう、メンタルのケアとかをしなかったみたいなそういうイメージでよろしかったですか。

(答) いえ、適切な指導というのは当然、何らかの行為をしてきた場合に、「それはよくないよ」とか、そういう指導しなければなりません。そういう指導をしなかったということです。

(質) 先ほど、保護者からの情報提供があったというふうなことで今回の案件が発覚したということなのですが、たくさん生徒さんが保健室へ相談に来る中でこの子が独り占めしたというような感じにとらえてしまう、複数回だと何回も来て相談に乗っていたということですが、他の生徒さんへの影響というのは客観的に見てあったのでしょうか。

(答) 当然保健室は全部締め切ってははいけませんから、他の生徒も相談に来ておりますので、独り占めとか、そういう状況ではないですけれども、こういうことが発覚していますので、ひょっとしたら回数が多かったとか、養護教諭に相談に行く時間の割合が多かったとか、そういうことがあるかもしれません。

(質) 大前提として、教職員の先生と、生徒のこういうSNSの接触というのは、教育委員会としては、そもそもやっていいものなのか。

(答) SNSの利用の仕方に関しましては、我々としても校長会等に周知しておりまして、全教職員にSNSでの個人的なやりとりを禁止しています。ただし、不登校の支援ですとか、課題がある場合など、保護者の同意を得てやりとりすることは認めています。

(質) 今回の場合は保護者の同意というのはあったりしたのでしょうか。

(答) 得ていないです。

(質) 行為の種別についてはここに書いてある2つ、これを複数回、それぞれということでもいいですかね。

(答) そうです。

(質) あとは、校長の文書訓告の話ですけど、これは簡単に言うと監督者責任とかいうことになりますか。

(答) そうです。

(質) ハラスメントの研修動画、これはもう今、活用してきているわけですか。

(答) しています。

(質) 使ってはいる。

(答) セクシャルハラスメントだけではなくて、パワハラ、いわゆる体罰の関係もありますので、教育委員会には2つの特徴的な事案、わいせつ行為と体罰というのがありますので、それに対して対策を講じたものです。

(質) これは例えば県教委のホームページから閲覧できるということになっていたりとかしませんか。

(答 教職員課) これは、ホームページでは閲覧できません。職員が見ることができる状況です。

(質) 外部には非公開にしているのですか。

(答) 公開していません。

(質) 先ほど教育長のお話の方で、今回のこういった事案というのは、アンケートだったりとか、研修動画とか、そういうもので防止をするというのは、またちょっと違うものというような趣旨の発言があったと思うのですけれども。そうすると教育委員会としては今後こういったわいせつ事案を起こさないため、具体的にどういう取組をしていく予定ですか。

(答) コンプライアンス委員会とか学校信頼向上委員会とかいろいろ、こういう非行の防止に関して、学校内で設けているような、会議がございます。そういった中で、こういう案件を題材にして、「こういうことをすると、非常に問題があるよ」ということ、「自分に対しても人生を台無しにするとか、そういう結果を招きますよ」と。そういうことも含めまして、コンプライアンス意識の向上に努めていくということになります。

(質) すでにこういう事案があったということは例えば市町教育委員会であったり、県立学校の方に、事案自体をすでに共有しているのか、今後共有をしていくのですか。

(答) この事案に関しては今日初めて発表する話ですので、今後共有してまいります。

(質) 免職という、最も重い処分にした理由ですけれども、どのような基準に従って、判断されたというご説明を、お願いできますか。

(答) 基本的に、本件のような事案に対する処分の重さというのはご存じだと思いますけれども、いくら自分が、「積極的に行わなかった」と供述していたとしても、相当な回数にわたってそういう環境に自分たちの身を置くことになっていたということは、少なからず責任がありますので、これはもう議論の余地なく免職というふうに考えます。

(質) 積極的ではなくとも相当に多いのですよね。

(答) 基本的に共同作業です。

(質) そうなれば、少なくともはないという発言が今相当に多いというご発言に変わったと思うのだけでも、そうすると何回だという話に。処分がね、適切であるのかどうかということをお聞かせってもらう上でも重要な情報になってくるのではないかと思います。

(答) 我々としては本来的にいうと、1回、2回でも重いと思っています。ですので、少なくともということとは相当に重いというふうに、判断しています。

その他の項目に関する質疑

○ 松阪市中学生の水難事故について

(質) 松阪の中学生の子が、残念な結果でということだったのですが、松阪市はいろいろ対応というか各学校に対して対応したということなのですが、県教委として、この件に対して、県下の学校でどういうふうな動きをしたのかということをお聞かせいただけますか。

い。

(答) 私が聞いている限りは、まだ、原因がそれほど明確ではないというふうに聞いていまして、もう少ししっかりと原因がわかった段階で、注意喚起をするべきであれば、することになろうと思います。

(質) それは危険箇所に行かないでとかという単純な注意喚起もまだしてないということでは。

(答) してないです。

(質) 大切な命が1つ失われたわけなのですが、教育長としてはこの事案をどう受けとめているか。

(答) 命が失われたことに関しては、大変胸が塞がる思いでございます。こういうことは、あってはなりませんので、今後とも、全力で防止に向けて動いていかなければならないというふうに思います。毎年何名かの方が命を落とす事案も発生していますので、しっかりと原因の究明をして、そういうことに関して、どういうことに注意しなければならないかと、しっかりと伝えるようにしていきたいと思っています。

○ 上げ馬神事の馴致について

(質) 上げ馬神事のことなのですが、この前20日ぐらいに予行演習みたいな形でやられましたけれども、教育長としては、改善策が出た後に初めて上げ馬神事が行われることについては。

(答) もともと4月20日の馴致というのか、この状況を見にいった者から報告を受けましたけれども、大きな問題はなかったというふうに認識しています。我々の勧告としては、動物虐待を行わないこと、人馬ともに安全にやること、そしてしっかりとガバナンスを効かすことということ、3点申し出ていまして、しっかりとそれが守られているかどうか5月4日、5日、現地に行って確認させていただきたいというふうに思います。

以上、16時39分終了